

模倣品対策法案(H.R.32)が上院で修正、再び下院へ

2006年2月17日
JETRO NY 澤井、中山

2月15日、模倣品対策強化を目的とした下院提出法案(H.R.32)¹を上院が一部修正の上可決した。本修正法案は再び下院へ送付され審議される。

H.R.32法案は偽造マーク自体の取り引きに関する現行刑事罰規定の抜け穴(ループホール)²の修正及び模倣品製造設備・機器の押収・破棄等を規定した模倣品対策強化法案であり、昨年5月に下院を通過し上院に送付されていた。³

他方、上院提出の模倣品対策には、H.R.32法案と同内容のS.1699法案⁴のほか、模倣品の刑罰規定における「traffic」の定義を修正するS.1095法案⁵があり、昨年11月10日に二法案揃って上院を通過している。

今般のH.R.32法案に対する上院の修正法案は、11月10日に上院を通過したこれらの二法案を束ねたものと見られる。今後下院が、かかる上院の修正法案を可決することにより両院通過となる。

(了)

¹ http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:h32eas.txt.pdf

² 従前、偽造マーク自体の取引行為を罰する明確な規定が存在しなかったため、模倣品取引の罰則を定めた規定に違反しないとした連邦高裁の判決(United States v. Giles, 213 F. 3d 1246, 54 USPQ2d 1919 (10th Cir. 2000))によりループホールが顕在化。

³ < Stop Counterfeiting in Manufactured Goods Act (S.1699/H.R.32)のポイント >

(1)ラベル、ステッカー、エンブレム、メダル、包装等に偽造マーク(counterfeit mark)が使用されていること知りながら、その偽造マーク自体の取引を行う行為についても刑事罰の適用対象となるように、偽造マークが付された模倣品の取引に関する刑事罰規定に当該行為を追加する(18USC2320(a)改正)。

(2)模倣品、偽造マーク自体の取引で得られた利益の没収を規定する。また、模倣品だけでなく、その製造に使用された設備・機器類も没収・破棄の対象となるようにする(18USC2320(b)改正)。

⁴ 9月14日にスペクタ - 上院司法委員長(R-PA)によって上院へ提出され、11月10日に上院通過。

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:s1699es.txt.pdf

⁵ 5月20日、コーニン上院司法委員(R-TX)によって上院へ提出。11月3日にスペクタ - 上院司法委員長(R-PA)修正案のマークアップ後、11月10日に上院を通過。

http://frwebgate.access.gpo.gov/cgi-bin/getdoc.cgi?dbname=109_cong_bills&docid=f:s1095es.txt.pdf

⁶ The PAGS Act fills certain important gaps in current counterfeiting law by clarifying the term "trafficking" to ensure that it is illegal to: Possess counterfeit goods with the intention of selling them; give away counterfeit goods in exchange for some future benefit--in effect, the "bartering" of counterfeit goods in such a way that avoids criminality and import or export counterfeit goods or unauthorized copies of copyrighted works. (Congressional Record S12713 抜粋)